第 106 号議案　平成28年度一般会計補正予算

平成 28 年 9 月
第　8　回

福岡県議会定例会議案

その1

目　　次

議案番号	議　　案　　名	ページ
106	平成28年度福岡県一般会計補正予算（第３号）……	1

一　般　会　計

第106号議案

平成28年度福岡県一般会計補正予算（第3号）

平成28年度福岡県の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,050,042 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,807,818,481 千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条　債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条　地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成28年9月14日提出

福岡県知事　小　川　　洋

第1表　歳入歳出予算補正

歳　　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
7　分担金及び負担金		5,417,308	7,081	5,424,389
	2　負担金	5,259,844	7,081	5,266,925
9　国庫支出金		198,406,362	2,453,171	200,859,533
	1　国庫負担金	116,447,329	153,884	116,601,213
	2　国庫補助金	75,693,626	2,295,817	77,989,443
	3　委託金	6,265,407	3,470	6,268,877
13　繰越金		1	332,815	332,816
	1　繰越金	1	332,815	332,816
14　諸収入		137,261,395	60,075	137,321,470
	5　受託事業収入	1,215,428	60,060	1,275,488
	8　雑入	9,928,086	15	9,928,101
15　県債		223,513,600	1,196,900	224,710,500

	1 県債	223,513,600	1,196,900	224,710,500
歳入合計		**1,803,768,439**	**4,050,042**	**1,807,818,481**

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 保健費		221,594,196	25,456	221,619,652
	3 生活衛生費	1,697,639	25,456	1,723,095
5 生活労働費		148,329,154	58,278	148,387,432
	1 県民生活費	4,434,501	21,018	4,455,519
	2 福祉企画費	2,590,584	37,260	2,627,844
7 商工費		121,034,614	22,693	121,057,307
	2 工鉱業費	4,896,651	22,693	4,919,344
8 県土整備費		134,142,059	3,710,631	137,852,690
	2 道路橋りょう費	59,484,990	2,514,875	61,999,865
	3 河川海岸費	35,436,711	722,686	36,159,397

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 港湾費	3,415,491	118,921	3,534,412
	5 都市計画費	15,435,362	354,149	15,789,511
11 災害復旧費		1,246,428	232,984	1,479,412
	2 土木施設災害復旧費	667,520	232,984	900,504
歳出合計		**1,803,768,439**	**4,050,042**	**1,807,818,481**

第２表　債務負担行為補正

追　　加

事　　項	期　　間	限　　度　　額
体育施設整備費	平成29年度	423,018千円

第３表　地方債補正

（単位：千円）

起債の目的	補正前 限度額	補正前 起債の方法	補正前 利率	補正前 償還の方法	補正後 限度額	補正後 起債の方法	補正後 利率	補正後 償還の方法
河川事業費	12,804,200	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起こすことができる。 起債時期は平成28年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成29年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。	13,099,300	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起こすことができる。 起債時期は平成28年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成29年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。
砂防事業費	3,403,600				3,420,900			
港湾事業費	783,800				809,200			
都市計画事業費	3,356,600				3,487,000			
道路事業費	34,533,400				35,183,000			
災害復旧事業費	296,700				375,800			
計	**223,513,600**				**224,710,500**			